

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

第1問 次の各問いの文章は、ある判決文の一部又は判例法理である。各問いの空欄に入る語句は何か。なお、同じ問いにある複数の空欄には同一の語句が入る。(各4点×10問)

- (1) 人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である()を違法に侵害された者は、損害賠償又は()回復のための処分を求めることができるほか、人格権としての()権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。〔漢字2文字〕
- (2) 事実上の()が存在する場合には、法律行為の当事者がその()の存在を知らずながら特に反対の意思を表示しない限り、()による意思を有したものと推定するのが相当である。〔漢字2文字〕
- (3) ()は、立木に関する法律の適用を受けない立木の物権変動の公示方法として是認されているものであるから、それは、登記に代るものとして第三者が容易に所有権を認識することができる手段で、しかも、第三者が利害関係を取得する当時にそれだけの効果をもって存在するものでなければならず、従って、たとえ権利の変動の際一旦()が行われたとしても問題の生じた当時消失その他の事由で右にいう公示として働きをなさなくなっているとすれば()ありとして当該第三者に対抗できないものといわなければならない。〔漢字4文字〕
- (4) 土地を目的とする先順位の甲抵当権と後順位の乙抵当権が設定された後、甲抵当権が設定契約の解除により消滅し、その後、乙抵当権の実行により土地と地上建物の所有者を異にするに至った場合において、当該土地と建物が、甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったとしても、乙抵当権の設定時に同一の所有者に属していたときは、()権が成立するというべきである。〔漢字4文字〕
- (5) ()権は、債権者の債権を保全するために認められた制度であるから、これを行使しうる範囲は、右債権の保全に必要な限度に限られるべきものであって、債権者が債務者に対する金銭債権に基づいて債務者の第三債務者に対する金銭債権を代位行使する場合においては、債権者は自己の債権額の範囲においてのみ債務者の債権を行使しうるものと解すべきである。〔漢字5文字〕
- (6) 第三債務者は、その債権が差押後に取得されたものでないかぎり、自働債権および受働債権の弁済期の前後を問わず、()適状に達しさえすれば、差押後においても、これを自働債権として()をなしうるものと解すべきである。〔漢字2文字〕
- (7) 賃貸借契約が転貸人の債務不履行を理由とする解除により終了した場合、賃貸人の承諾のある転貸借は、原則として、賃貸人が転借人に対して目的物の返還を請求した時に、転貸人の転借人に対する債務の()により終了すると解するのが相当である。〔漢字4文字〕
- (8) 建物建築工事を元請負人から一括下請負の形で請け負う下請契約は、その性質上元請契約の存在及び内容を前提とし、元請負人の債務を履行することを目的とするものであるから、下請負人は、注文者との関係では、元請負人のいわば()的立場に立つものにすぎず、注

文者のためにする建物建築工事に関して、元請負人と異なる権利関係を主張し得る立場にはない。〔漢字5文字〕

(9) 母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の()を俟たず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当である。〔漢字2文字〕

(10) 遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる()債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。〔漢字2文字〕

第2問 次の問題について、それぞれ解答用紙に10行以内で解答しなさい。

(1) 貸金債権の消滅時効期間が経過した後に、債務者が、債権者に対して、手紙で借金を元本だけに減額してもらいたい、そうしてできれば年内に分割払いで返済できる旨を申し入れた。債権者は、この提案を受け入れず、公正証書に基づいて債務者の財産に対して強制執行してきた場合、債務者は消滅時効を理由にこれを拒むことができるか。この問題に関しては、判例の考え方に変更があったが、従来の判例及び現在の判例の考え方を説明しなさい。(配点20点)

(2) 責任能力のない未成年者がした行為によって生じた人身損害の賠償責任について、近時の判例(いわゆるサッカーボール事件。最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁)も踏まえ、説明しなさい。(配点20点)

第3問 以下の事実を読み、下記の設問に答えなさい。

I 次のような事実が生じた。

1 Aは、自己が所有する甲土地とその上に建つ乙建物の売却ができないかを親しい友人であった不動産仲介業者Bに相談し、Bに媒介を依頼した。

2 乙建物は現在、部屋数6室の木造アパートであり、そこにはCらがAから部屋を賃借して居住していた。

3 Bは、Dが相続税対策にアパート経営をしようとしていることを知り、甲土地がそれに相応しい土地であるとして、Dと交渉をしたところ、Dも甲土地を気に入った。

4 Dは、甲土地の購入代金は手持ちの預貯金で支払うことができたが、税金対策のため、甲土地の購入代金8500万円の一部と甲土地上に新たに建築する3階建ての建物(アパート)の建設費用は、銀行からの融資でまかなうことにした。

5 AとDは、甲土地につき売買契約(本件契約)を締結し、DからAに手付として500万円が支払われた(残代金は8000万円)。

6 その際、乙建物に居住するCら賃借人との契約がまだ数か月間残っており、Cらを退去させた後、建物を取り壊して、Dに引き渡すことにしたため、AからDへの引渡しの時期は、売買契約締結日から2年以内と定められ、引渡しと同時に代金も支払うものと定められた(すなわち最大2年間は引渡しを猶予されたのであった)。Dもまだ定年退職の2年前であったので、2年経過後にアパート経営ができればよいと考えて、これを了承した。

- 7 Aは、Dとの本件契約締結後すぐに、乙建物の賃借人Cらに契約期間満了をもって契約を終了し、更新はしない旨の通知をした。
- 8 乙建物の賃借人の中にはこの更新拒絶に難色を示すものもいたが、Aは多少の立退料を払うなどして交渉して納得させ、本件契約締結から7か月後にはすべての賃借人を立ち退かせ、直ちに乙建物の解体工事をして、甲土地を更地にした。
- 9 他方、Dは、手持ちの預貯金があるため、代金支払等履行の準備は何もしていない。

〔設問1〕上記1～9の事実に続いて、本件契約締結から1年後に、Aは、Eからより有利な条件（売買価格1億円）で甲土地の売却の申込みを受けたことから、Dとの売買契約を解除したい。それは可能か。これに対して、DはAに対してアパート経営で得ることができた収益分を損害賠償として請求することができるか。問題となることを検討して、結論を示しなさい。
(配点20点)

II 1～9の事実に続いて、次のような事実が生じた。

- 10 本件契約から1年2か月が経過した頃、Aは、投資に失敗して、急に金銭が必要となったことから、Dに購入代金の支払いを求め、Dは、Aの求めに応じて、残代金8000万円を支払った。
- 11 このとき、甲土地はすでに更地となっており、門扉はあるが、鍵はかかかっていないので、これで引渡しはされたものとされた。
- 12 Aは、Dから得た金銭では、投資失敗の補填及び借金の返済をすることができないので、遊び仲間であつた昔から悪事をともにしてきたBに相談したところ、BはAD間の売買を仲介したにもかかわらず、自分は業界に顔がきくので、まず甲土地の登記名義を自分にすれば、高額で売却することができるという、借金返済に困窮していたAは、これに応じて、甲土地を5000万円でBに売却し、Bへの移転登記がされた（この時点ではこの売却代金5000万円はAに支払われていない）。
- 13 Bは、事情をまったく知らないEに甲土地を1億円で売却し、BからEに移転登記がされた。
- 14 Bは、EからBに支払われた1億円のうち、甲土地の売買代金として5000万円をAに支払って、残りの5000万円を自分のものとして取得した（実質的にはEから得た利益をAとBとで半々にしたわけである）。
- 15 AとBはそのまま行方をくらました。

〔設問2〕1から15までの事実があるとして、Dは、Eに対して移転登記の抹消を求めることができるか（なお、これにつき、Dは、日本の登記には公信力がないので、Eは甲土地の所有権を取得することはできないとも主張している）。問題となることを検討して、結論を示しなさい。（配点20点）

以上